

令和4年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 開催状況
(経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課)

開催年月日 令和4年9月7日
質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員
答弁者 環境・エネルギー局長、省エネ・新エネ促進室長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 省エネ・新エネの促進のあり方などについて (一) エネルギー事業者に対する規制等について (広田委員)</p> <p>私からは、省エネ、新エネの促進のあり方などについてということで、省エネ新エネ促進条例を有する道としての新エネの促進のあり方、考え方などについて、伺っていききたいというふうに思います。</p> <p>まず、エネルギー事業者に対する規制などについてなのですが、今ほど、村田委員の方からも電気料金高騰のことですとか、燃油高騰の影響というお話がありました。本当におっしゃるとおり、今の構造では、新エネが増えるたびに電気料金が上っていく、ということですしけれども。ある意味で、厳しいコロナ後の家計や会社経営の中から皆さんの払っている電気料金や暖房代が、これ以上、アラブやロシア、道外海外へ流れ出ることがないように、地域に循環をさせていくという大きな観点からですね、ご質問させていただきたいな、というふうに思います。</p> <p>省エネ・新エネを進めていく上で重要なことが、やはり、風力発電や太陽光発電の設置だというふうに思います。</p> <p>一方で、村田委員のご指摘にもあったように、FITにもさまざまな弊害もありまして、特に、太陽光発電に関し、防災や環境配慮や、地域貢献などの視点が全く欠如していたため、これによってですね、風力も含めて新エネ事業が、いわば迷惑施設として反対運動の対象となるケースも非常に多い訳です。</p> <p>現在、温対法の下ですと、環境生活部が中心になるということは承知をしていますが、都道府県においても、環境配慮基準を設け、制限区域や促進区域を策定する市町村自治体を後押しするために、例えばもう、長野県はすでに4月に基準を発表していますけれども、広域自治体として県がしっかりとした制限区域、促進区域の基準を作るということが求められている訳です。</p> <p>道においても、例えば、当別などにおいて、町議会としても超党派で反対の決議があがっている風力発電事業について、経済産業省あてに、総括的にですね、環境影響評価方法書に関わる知事意見として、慎重な対応を求める意見の提出をされていると承知をしています。</p> <p>私が今回、ここの場所で議論したいことは、あくまでもそれは環境影響評価という観点にとどまっております。私としては地域経済への波及効果、地域貢献などへの視点がそこを道として、長野県はもう明確になっているんですけども、道としてはその視点が不足していると考えています。</p> <p>エネルギー事業者に対する規制や、求められている手続きはどのようなものがあるのか。FITの適用、適用外に分けて現状を伺います。</p>	<p>(省エネ・新エネ促進室長)</p> <p>事業者に求められる事項などについてでございますが、FIT・FIP制度を所管する経済産業省におきましては、再エネ特措法及び規則に基づき遵守が求められる事項などを記載した事業計画策定ガイドラインを作成し、ガイドラインで遵守を求められている事項に違反した場合は、指導・助言や改善命令、FIT・FIP認定の取消しを講じることとなっております。</p> <p>また、FIT・FIP制度に関わらず、一定規模以上の事業は法令や条例による環境アセスメントの手続きを行う必要があることに加え、環境省では、アセスメントの対象とならない小規模の事業であっても環境に配慮し地域との共生を図ることが重要でありますことから、環境配慮ガイドラインを作成し、適切な施工や運用・管理、地域とのコミュニケーションを行うことなどを示し、環境と調和した形での事業の実施が確保されることを目指しているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 道の役割について (広田委員)</p> <p>結局、その環境面での規制しか、現行法制度的にはあまりないということだと思うのですけれども、数少なくですね、FITに関しては今はちょっと、その制度が見直されて、地域経済への貢献がなければ、FITによるインセンティブが受けられないということではできている訳ですけれども、そのほかのところは全くない訳ですね。</p> <p>私としてはこれも再三再四というか、村田委員のこのエネルギー問題に関わってきた年数から比べると、本当にひよっこみたいな話でございますが、再三再四、この自然がもたらすそういう便益ということが基本的に地域住民がその利益を優先的に享受すべきとされる、例えば地域環境権などの考え方も明確にされるべきだろうと私は提案を重ねているところです。</p> <p>今、温対法に基づいて環境審議会とかでこのゾーニング、促進地域、制限区域の議論がされている訳ですけれども、環境生活部においては、制限区域のところは得意分野ではあるのですけれども、この促進地域についてあまりにも、このエネ室というか経済部の主体性というか動きが全く見えないというふうに思うのです。</p> <p>私はもちろん、明確な基準のもとに、この北海道の自然を、未来を損するような乱開発は避けなければいけないと思いますが、過渡的なエネルギーである脱原発、原発に依存することのない、脱原発で再生可能エネルギーによって、エネルギーの自立を図っていくということを、日本国ではじめて定めた条例を持つ北海道として、道民一丸となって、新エネ省エネ、この条例の本旨からもですね、持続可能な地域経営を推進するということは、道の使命であると考えます。</p> <p>地域環境権も含めてですね、進んでいる長野県と道の違いは、知事のリーダーシップがないということが、私は全く、まず大きな違いであると思うのですが、道庁組織というのは知事が誰であっても、条例に基づいて道民の皆さんのために立って仕事をすることというのが一つでありますから、新エネ省エネを推進する道としてですね、立地のあり方、促進地域のあり方も含めてですね、どのように地域の合意形成を図るべきと考えるのか、その上で、この広域自治体としての道の役割をどのように果たすべきと考えているのか、伺いたいと思います。</p>	<p>(環境・エネルギー局長)</p> <p>新エネ発電事業についてでございますが、持続可能な新エネの導入につきましては、地域の自然環境や産業、景観との調和を図るとともに、地域住民の皆様の理解を得ていくことが重要でありまして、事業者が事業計画の初期段階から積極的に自治体と相談すること、説明会などにより地域住民とのコミュニケーションを図ること、環境保全、防災といった観点から適切な土地選定を行うことなどにより、事業実施への市町村や地域住民の皆様が理解が進むと考えております。</p> <p>道としましては、国や市町村と連携しながら、事業者に対しまして、さまざまな機会を通じ、国のガイドラインの遵守を促しますとともに、不適切な事例を確認した場合には、その都度、国に情報提供し、適切な対応を求めるなどしまして、新エネ発電事業が適切に実施されるよう取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(広田委員) 道としての、広域自治体としての道の役割、というのが、非常に乏しい、弱いというふう感じられます。先ほどの繰り返しになりますけれども、ここを詳しく議論しようとする、「それ先生、環境生活部ですから」みたいな、「ゼロカーボンですから」というふうには、残念ながらなってしまう訳ですけれども。環境生活部の得意分野は得意分野で、この促進区域の設定、ゾーニングに関しては、もっと経済部がしっかりコミットするべきだというふうに思うのです。</p> <p>そのために、もう、ホームページ上でも公開されていますから、長野県のですね、促進区域の設定に関する基準についてもご紹介したいと思いますけれども。まあちょっと、基本的な考え方とかは、ルール、長くなるので申し上げませんが。</p> <p>例えば、促進する区域として、教育関連施設、大学ですね。教育関連施設はエネルギーの大きな需要地であるとともに、大きな屋根や敷地を有している場合が多い。あとは、大型商業施設、大きな需要地である大型商業施設への再エネ電気の供給が想定されるため。そして商店街、アーケードも含めてですけれども、アーケード上への太陽光発電の設置や商店街単位でのエネルギー自立が期待されるため、ということで、いわゆるオフグリッド、マイクログリッドも想定しつつ、しっかりこの促進地域ということをやっている訳ですね。さらに未利用地として、廃校、工場跡地、再生利用困難な荒廃農地、最終処分場跡地、ゴルフ場、スキー場跡地、これあの、開発のために買収して、手つかずの森林の元ゴルフ場にすべきだった土地のことではなくて、すでにもう開発されているところですね、この、すでに開発済みで未利用地であるところ、あるいは産業団地、そういったところをきちんと促進地として、あの、県として言っている訳ですよ。</p> <p>そういう姿勢がなんで経済部で出せないのかが、私は非常に納得がいかないところです。もう一つ言えばですね。長野県は、その実際の具体的な促進区域の指定、さらに他にですね、地域の経済及び社会の持続発展に関する事項の例示というところを出しまして、要は、地域に貢献しないところは県として応援しませんよ、ということをやちゃんと打ち出している訳ですよ。</p> <p>それによって、各市町村自治体が自分たちの条例というか、区域計画づくりをやれる訳ですよ。具体的に言うと、かなりたくさんを書いています。地域近隣住民との合意形成の努力であるとか、災害時の非常用電源としての活用、環境教育への活用、売電収益の地域還元、地域づくりの取組参加、再エネ電気の地域内経済循環、地域産業への貢献、事業における知識技術の共有、地元資本に事業者との連携、こういったことが打ち出されておりまして、そもそもの再エネ事業は、まだ私もちょっと勉強不足でありますけれども、事業収入として収益構造が基本的に違って、要はその出資した人にお金が回る。技術がある人にお金が循環していくという形になりますから。そうした観点から、経済政策と一緒に進めていかないといけない訳で。</p> <p>この促進区域に関して、今現在、温対法に基づく環境生活部の議論では、なかなか野鳥の問題だとか、いろんところで、その環境審議会での議論がまとまらず、今年度中になかなかそのゾーニングができないというふうには私はちょっと受け止めてはいるんですけども。</p> <p>そういった中で、もちろんゾーニングって、面でしっかりやらなければいけないというふうに考えるかもしれませんが、こういうポイントポイント、点のところをきちんと、その北海道の地域経済の課題を解決するその一つの手法として、しっかり経済部の役割として、先ほど申し上げましたけれども、知事のリーダーシップがなかったとしても、条例に基づいて自分たちが今何ができるのか、経済部が持っている、その諸課題の中の解決に対して、ゼロカーボンという一つの道具をどう使うのか、そのことをしっかりですね、経済部として認識していただきたいということを指摘申し上げます。質問を終わります。</p>	